

【オンラインセミナー契約書】

ロンナル・Financial Research 合同会社(以下、甲という)と契約者_____ (以下、乙という)とは、甲の提供するオンラインサービス(以下「本サービス」という)について以下の通り契約する。

第1条(契約の成立)

1. 乙は本契約書記載の内容を承諾の上、甲の提供する本サービスの申込を行い、甲は乙の申し込みを承諾する。
2. 乙が未成年者の場合は、親権者の同意が必要となるので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とする。
3. 乙が本サービスを利用する上でのルールは甲の運営するウェブサイトに表示するものとし、乙は当該ウェブサイトに表示された利用規約にも同意するものとする。また、この利用規約は甲が随時更新し、その更新内容は乙のメールアドレスに通知するものとし、当該通知をもって更新された利用規約が有効となる。その更新通知があった後に、乙が本サービスの利用を継続したときに、乙は更新された利用規約に同意したものとみなす。

第2条(本サービスの提供方法および内容)

甲は乙に対しオンラインによる投資運用・投資リスクセミナー・他のサービスを提供する。サービスの提供の方法、その他必要事項は利用規約による。

<サービスの内容>

甲は、乙に対し、甲が定めるサービスおよび関連商品の中から乙が選択するサービスまた関連商品を、下記記載の内容により提供する。

提供サービス内容

- ・投資教育に関するセミナー(オンライン) 6回
- ・ユーザー間の交流サポート LINE チャットの提供
- ・個人面談サポート(オンライン)

[ご注意]

※本サービスは、金融商品取引法に定める投資助言業または投資運用業に該当するサービスを提供するものではありません。

※FX・BO等に関する直接的な売買指示や、証券等の銘柄指定を行いません。資金を預かっての運用も一切いたしません。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間は、申込日から90日間とする。なお、本契約が中途解約された場合は解約日までとする。

第4条（役務提供対価の支払い）

1. 本サービスの支払いの方法として、乙は前払いによる現金一括支払いまたは前払いによる月度支払いまたは甲と提携するクレジット会社のクレジット支払い等から乙の希望する方法を選択できるものとする。
2. 乙が前払いによる月度支払いを選択する場合は、申込日より3ヵ月以内に全額を甲指定の銀行口座に振り込み送金により支払うものとする。銀行振込手数料は乙の負担とする。乙が月度料金の支払いを怠るときは、甲は本サービスの提供を停止することができる。但し、その場合にも乙はその支払い義務を免れるものではない。
3. クレジット支払いの場合は、権利等に対して生じる事由をもって乙はクレジット会社の請求に対抗（抗弁権の接続）することができる。
4. 甲は、前受金については保全措置を講じない。

第5条（役務提供対価の支払い遅延）

1. 乙が本役務提供対価等の支払いを怠ったときは、甲は該当役務の提供を中止もしくは保留することができる。この場合に乙もしくは第三者に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
2. 乙が正当な理由無く本役務提供対価等の支払い期限までに支払いを怠ったときは、甲は乙に対して、支払い遅延の発生した日から対価の支払いを終える日まで、該当対価の金額に対して年利3%の遅延損害金を付して請求することができる。

第6条（役務提供回数）

1. 甲の都合により一定期間の役務提供回数に不足が生じたときは、乙に対して不足分のセミナーの実施について遅滞なく予定を通知するものとする。
2. 乙の都合により一定期間の役務提供回数に不足が生じたときは、不足分を翌月に繰り越して対応するものとする。但し、繰越は1ヶ月に限定され、繰越期間が2ヶ月目となった場合は、その不足分の役務分は消滅するものとする。

第7条（通知義務）

1. 甲から乙に対する役務提供上の重要事項の通知は、本書面に記載された乙のメールアドレス宛に発信するものとし、当該発信をもって通知事項は通知されたものとみなすものとする。
2. 乙が住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じるときは、その変更内容を遅滞無く

甲へ通知するものとする。

第8条（障害対応）

甲は本サービスの正常な稼動を保証するために、障害発生に備えて電子メールによる受付窓口を設置する。受付窓口との交信は無償だが、通信費は発信側の負担となる。ただし、甲の受付窓口によるサポートの範囲は本サービスの使用法に限定され、本サービス以外の端末操作法やインターネット等のトラブルシューティングには対応するものではない。

第9条（著作権等）

1. 甲が提供するサービスのノウハウや関連資料については、著作権法上の第18条から第28条までの著作権者としての全ての権利が甲に存することを確認し、乙はその権利侵害をしないことを誓約する。

2. 本サービスのコミュニケーション機能で、乙が送信（発信）したコンテンツに対し、乙は以下各号の事項を予め了承するものとする。なお、乙が以下各号に違反して著作権等の知的財産権に関する紛争が生じた場合、乙は自己の費用と責任において、その問題を解決するものとする。

（1）乙は、乙自身が本サービスを利用し投稿したコンテンツに関して、投稿を行った時点で、甲および、甲から再利用許諾を受けた第三者に対して、複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等、著作権法上の権利（甲から第三者に対する再使用許諾権を含みます。）を、当該著作権の存続期間の満了日まで、乙が甲に対して無償で利用することを許諾したものとする。

（2）乙が投稿したコンテンツについては、複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等、著作権法上の権利を全て有していることを、当該投稿者が保証するものとする。

（3）乙は、甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを甲の運営するウェブサイト上や提携ウェブサイト上へのコンテンツ提供などにおいて利用することを許諾する。この際、乙のコンテンツの一部を要約・抜粋や、投稿された写真（画像）のサイズ変更・切り抜きを行うなど一部改変等することも許諾する。

（4）甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを利用する場合には、地域制限、著作権表示義務その他付随条件はないものとし、乙による利用許諾の期間は会員の著作権が存続する限りとする。また、コンテンツ利用料等の対価は一切発生しないものとする。

（5）甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを利用したことによって当該コンテンツ制作者または第三者が受けた損害については、甲では一切の補償をしないものとする。

第10条（秘密保持および個人情報保護）

1. 甲および乙は、本業務を行うにあたり知った相手方の機密および業務に関わる機密を、

本契約に定める目的以外に第三者に漏洩したり、自己利用したりしてはならないものとする。なお、対象となる機密については書面にて機密の指定をして相手方に交付したものに限定される。これは本契約終了後も同様とし、甲乙が業務を廃止した後、甲乙の従業員は退職した後も同様とする。

2. 甲は乙の個人情報については厳重に管理し、これを外部に漏洩してはならない。

第11条（本サービスの効果）

1. サービスにより得られる効果については個人差があり、本サービスは一切の効果を確認する性質ではないことを乙は承諾するものとする。

2. 甲が本サービスにより提供する情報は甲の専門的知見により発信するものだが、その解釈や乙の行為については甲は責任を負うものではなく、乙の判断と責任で実行するものであることを乙は承諾するものとする。

第12条（契約不適合責任）

本サービスの提供において契約内容に適合しない不具合が生じた場合は、甲は遅滞なく当該不具合を無償にて修繕するものとする。ただし、契約内容に含まれない不具合の修繕については有償対応となるが、その費用については甲は事前に見積を提示するものとする。

第13条（権利の質入及び譲渡）

乙は、本契約において保有する権利および義務の全部または一部を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡及び質入することができない。

第14条（中途解約）

本契約は、特定商取引法上のクーリングオフ制度の適用はない。ただし、契約締結後7日以内であれば、乙は書面により甲に通知をすることにより本契約を中途解約できるものとする。この場合、乙は役務の提供実施済分の金額と解約損料を加算した金額の負担をするものとする。

第15条（中途解約の精算）

乙が本契約を中途解約した場合は、甲はすでに受領した金額のうち、甲の定める算式によって計算された精算金を銀行口座に送金して返還するものとする。但し、解約和解合意書に乙は署名捺印をしたものを甲まで郵送し、甲受取日から30日以内に乙指定の銀行口座に送金して返還するものとする。ただし、精算金がマイナスとなる場合は、乙は甲に対しその不足分を支払うものとする。精算金の支払いは銀行口座に振込とし振込手数料は乙が負担するものとする。

第16条（禁止事項）

乙は本サービスの利用にあたって、以下各号の行為をしてはならない。乙により、これらの行為がなされたと甲が判断した場合、甲は乙に対し本サービスの登録削除もしくは利用禁止もしくは利用を制限することができるものとする。

- (1) パスワード等のサービス利用証を不正に使用する行為。
- (2) 他の利用者および第三者および甲の財産権、信用、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他の利用者及び第三者および甲の知的所有権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権）を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、またはそのおそれのある行為。
- (5) 公職選挙法に違反する行為、その他の政治および宗教の勧誘行為。
- (6) 事実と反する情報またはそのおそれのある情報を甲、他の利用者または第三者に提供する行為。
- (7) 甲の承認なく本サービスを通じて、または本サービスに関連して営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。
- (8) 本サービスの運営を妨げる行為、または誹謗する行為。
- (9) 甲の営業を妨げる行為、または誹謗する行為。
- (10) 他の利用者その他の第三者を誹謗・中傷する行為。
- (11) 第三者に対し有償、無償に関らず、本サービスの再販と思われる行為。
- (12) 第三者に対し乙の地位の譲渡、名義変更、貸与、担保設定等を行い、または第三者に再利用させる行為。
- (13) ウィルス、スパイウェア等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為や不正アクセス行為。
- (14) 他者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (15) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (16) 法令、条例等に違反する行為。
- (17) その他、甲が本サービスの提供にあたり、不相当と判断する行為。

第17条（債務不履行）

甲および乙は、相手方が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。但し、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

第18条（期限の利益喪失）

甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産

もしくは競売を申し立てられ、または自ら、破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

- (2) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第19条（損害賠償）

甲および乙は、契約違反等により相手方より損害を被った場合は、その損害賠償請求を行うことができる。

第20条（不可抗力）

1. 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- (1) 自然災害
- (2) 伝染病
- (3) 戦争及び内乱
- (4) 革命及び国家の分裂
- (5) 暴動
- (6) 火災及び爆発
- (7) 洪水
- (8) ストライキ及び労働争議
- (9) 政府機関による法改正
- (10) その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3. 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第21条（協議）

本契約に定める事項について疑義が生じたときは、民法等の日本国内法に基づいて甲乙協議の上、解決するものとする。

第22条（合意管轄裁判所）

本契約について紛争が生じるときは、甲の本店所在地の裁判所を第一審の専属裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するために、本書を作成します。

_____年_____月_____日

甲

東京都港区浜松町 2-2-15 浜松町ダイヤビル 2F

ロンナル・Financial Research 合同会社

代表 加藤浩次

TEL 03-6693-4458



乙 (契約者)
